

ダイジェスト版

第4次中野市男女共同参画計画

(令和4年度～8年度)

共にいきいきなかのプラン21

すべての市民が性別にかかわらず、お互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。



中野市

計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画基本法に基づき、中野市男女共同参画推進条例に定める「男女共同参画計画」です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて、策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。（該当する項目等に【女性活躍推進】と表示しています。）

基本的な考え方

- 男女が、性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること。
- 社会制度・慣行の中にある性別で役割を固定的に捉える意識を解消し、あらゆる分野で方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- 男女が相互に協力し、家庭生活や地域・職場で責任を分かち合う社会が実現されること。

計画の内容

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

1 男女平等への意識改革と啓発

- (1) 男女平等の意識づくり
- (2) 家庭における男女共同参画の意識づくり

2 男女平等実現のための教育の推進

- (1) 幼児教育及び学校教育における男女平等教育の推進
- (2) 生涯を通じた学習機会の充実

3 国際理解交流、国際的協調の推進

- (1) 国際理解と交流の推進
- (2) 在住外国人が暮らしやすい環境の整備

基本目標2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり

1 男女が共に働きやすい環境の整備 【女性活躍推進】

- (1) 働く男女の労働環境整備
- (2) 職業能力の向上・起業（創業）支援
- (3) 事業者への啓発

2 地域社会活動への参画推進 【女性活躍推進】

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進
- (2) 古い慣習や制度の見直し
- (3) 男女の自主的・自立した社会参加への支援
- (4) 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標3 男女が互いに支え合う自立した生活づくり

1 性の理解と生涯にわたる健康づくり

- (1) 性の理解と母性保護・母子保健の充実
- (2) 「健康長寿のまち」の推進

2 あらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者等による暴力、各種ハラスメントの防止の意識啓発
- (2) 被害者支援の充実

3 子育て・介護制度の充実

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

4 生活の安定と生きがいづくり

- (1) 生きがいづくりの推進
- (2) ひとり親家庭の支援の充実
- (3) 生活の安定

計画推進

男女共同参画計画を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれ責任を持って役割を果たしていく必要があります。

市は、市民、事業者と協働により、男女共同参画の推進にあたります。

1 市民の役割

職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、相互に協力して男女共同参画社会づくりの促進に努めましょう。

2 事業者の役割

男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動並びに家庭生活、その他の活動を両立して行うことができる環境を整備するよう努めましょう。

3 市の役割

(1) 中野市男女共同参画推進本部

庁内推進組織である「中野市男女共同参画推進本部」において、関係部局間と連携調整を行い、効果的に計画を推進します。

(2) 中野市男女共同参画審議会

中野市男女共同参画推進条例第18条に基づき設置する「中野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申を行うほか、必要に応じて男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項に関して調査審議を行います。

(3) 関係機関との連携

計画を推進するにあたって、国、県、関係機関と連携を図ります。

4 計画の目標値

	指標	現況 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
①	社会全体が男女平等であると思う人の割合	22.9%	50.0%
②	男女共同参画に対する認識度	11.2%	50.0%
③	市の審議会等委員における女性委員の割合	31.2%	35.0%
④	DVが人権侵害にあたると思う人の割合	64.3%	80.0%
⑤	性別によって役割りを固定する考えに反対と考える人の割合	71.6%	80.0%
⑥	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認識度	25.7%	50.0%

第4次中野市男女共同参画計画ダイジェスト版

発行年月：令和4年3月

発行：中野市

編集：中野市くらしと文化部人権・男女共同参画課

印刷：有限会社高錦堂印刷所